

広島市温泉事務処理要領

制定 平成14年4月1日
最終改正 令和4年4月1日

第1 趣旨

この要領は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和59年政令第25号）、同法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「省令」という。）、広島市温泉法施行細則（昭和59年規則第43号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、本市が行う温泉の利用許可等の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 温泉の利用許可申請（法第15条、省令第7条、細則第2条関係）

1 利用許可の要否

(1) 利用許可が必要な場合

- ア 新たに温泉を公共の「浴用」（温泉プール、病院等における温浴治療、足湯又は手湯等も含む。）又は「飲用」（温泉本来の特性を失わない清涼飲料水等の原料にする場合も含む。）に利用する場合（新規利用）
- イ 従来から利用している源泉から湧出する温泉の利用を廃止し、別の源泉から湧出する温泉を利用する場合（利用する源泉の変更）
- ウ 従来から利用している源泉に別の源泉から湧出する温泉を混湯して利用する場合
- エ 既に利用許可を受けている施設に追加して、新たに利用施設（浴槽や蛇口等）を設置する場合（利用施設の増設）
- オ 温泉スタンド、タンクローリー又はポリ容器等により、温泉を不特定多数の者に浴用又は飲用の目的で供する場合
- カ タンクローリー又はポリ容器等により供給された温泉を、旅館又は公衆浴場等で公共の浴用又は飲用に供する場合
- キ 従来浴用に供していたものを飲用に、又は飲用に供していたものを浴用に利用する場合
- ク イベント等において仮設的に設ける施設で温泉を不特定多数の者に浴用又は飲用の目的で供する場合

(2) 利用許可が不要な場合

- ア 浴用又は飲用目的以外の用途、例えば、発電、魚の養殖、暖房等に利用する場合
- イ 個人の家庭に引湯された温泉を専ら一家庭が利用する場合や、工場の寄宿舎に併設された温泉施設のように当該寄宿舎に住む特定人が反復継続して利用する場合
- ウ 温泉ではない湯水を入浴剤やラドン発生装置等を用いて、温泉に模して利用する場合
- エ 濃縮温泉水や温泉を原料とした酒の醸造等、温泉を本来の特性が失われる用途に利用する場合

2 必要書類

(1) 旅館又は公衆浴場等の常設の施設

- ア 温泉利用許可申請書（申請手数料：35,000円）
- イ 申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- ウ 温泉成分分析書の写し
- エ 温泉利用施設の各階平面図（縮尺を記載し、給排水経路を明示したもの）
- オ 申請者が法人の場合、最新の情報が確認できる登記事項証明書の写し
- カ 温泉利用施設の所在地を明示した付近見取図

キ 温泉の湧出地から利用施設までの配管経路図（配管の口径及び材質の他、貯湯槽、中継槽、ガスセパレーター等を設置する場合は、それらの位置、仕様、構造図を明示したもの）、又は温泉の湧出地から利用施設までの運搬経路図

ク 温泉利用施設の配管経路及び付帯設備（浴槽、飲用設備、加水、加温、循環ろ過装置等）の位置、仕様、構造図を明示した書類

ケ ポリ容器、タンクローリー等を使用し、温泉を供給する場合、その構造が確認できる書類

コ 飲用許可の申請の場合

(ア) 温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類（検査成績書）の写し

(イ) 施設の管理方法を明示した書類

サ 総硫黄（硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するものをいう。）を 1kg 中 2mg 以上含有する温泉（以下「硫黄泉」という。）を利用する場合

(ア) 測定場所及び測定条件を明記した浴室内の硫化水素濃度を示す書類

(イ) 温泉利用施設の換気孔等の場所等を明示した立図面

(ウ) 源泉から浴槽までの配管経路、ガス抜き孔の位置、ばっ気装置等の位置、仕様、構造図を明示した書類

(エ) 施設の周辺の地形や風等により硫化水素が滞留又は積雪等により換気孔等が埋没する恐れがある場合にはその対処方法を明示した書類

(オ) 浴室内の硫化水素濃度測定計画書

(カ) 事故発生時の対処方針等を明示した書類

(2) イベント等で仮設的に設ける施設

利用許可取得後、イベント等で利用するごとに、利用する概ね 1 週間前までに利用計画書を提出し、利用する度ごとの利用許可申請は不要とする。

ア 利用許可申請

(ア) 温泉利用許可申請書（申請手数料：35,000 円）

(イ) 申請者が法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約する書面

(ウ) 温泉成分分析書の写し

(エ) 申請者が法人の場合、最新の情報が確認できる登記事項証明書の写し

(オ) 温泉利用施設（浴槽、ろ過器、加温器等）の仕様、構造図を明示した書類

(カ) 温泉利用計画書の提出に係る申立書

イ 利用計画書

(ア) 温泉利用計画書

(イ) 温泉採取地から利用場所までの温泉の運搬経路及び所要時間を明示した書類

(ウ) 温泉を運搬するタンクローリー又はポリ容器等の構造が確認できる書類

(エ) 利用場所を明示した平面図

(オ) 換気方法や事故発生時の対処方針等、硫化水素中毒に対する安全対策を明示した書類（硫黄泉を利用する場合のみ）

3 許可の単位

(1) 浴用

ア 旅館又は公衆浴場等の常設の施設

原則として、浴槽ごとに 1 件とする。

但し、同一浴室内（当該浴室から直接出入りできる露天風呂を含む）又は互いに近接した浴室内の浴槽で、同一泉源から引湯して利用する場合や、同一泉源から引湯し、なおかつ同一循環ろ過系統を用いて利用する場合等、浴槽間の泉質及び成分に全く差異が認められない場合には、2 以上の浴槽を一括して 1 件とする。

なお、広島市旅館業法施行条例及び広島市公衆浴場法施行条例の規定で「内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて露天風呂の湯が内湯に混入することのない構造とすること。」とされており、内湯と露天風呂は同一循環ろ過系統を用いることができないため、旅館業施設及び公衆浴場施設にあっては、同一浴室内で同一泉源から引湯しても、循環ろ過を用いる場合には、必然的に内湯と露天風呂の許可は一括せず個別の許可となる。

また、宿泊施設等において浴室付き個室が 2 以上ある場合も同様に、浴槽間の泉質及び成分に全く差異が認められない場合には、フロアごとにそれらの浴槽を一括して 1 件とする。

イ イベント等で仮設的に設ける施設

用途は手湯及び足湯とし、浴槽の数に関わらず源泉ごとに 1 件とする。また、利用場所は市内一円とする。

(2) 飲用

蛇口ごとに 1 件とする。

(3) その他

同一の蛇口で浴用及び飲用に利用する場合は 2 件とする。申請者がそれらを同時に利用許可申請する場合には、いずれか一方の申請について、共通する必要書類の添付を省略することができる。

4 許可の基準

「温泉利用基準(飲用利用基準)(最終改正:平成 19 年 10 月 1 日付け環自総発第 071001002 号)」、
「温泉法第 18 条第 1 項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準(平成 26 年 7 月 1 日付け環自総発第 1407012 号)」及び「温泉法第 18 条第 1 項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等について(平成 26 年 7 月 1 日環自総発第 1407012 号)」による。

なお、硫黄泉については、上記のほか「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準(改正)(平成 29 年 9 月 1 日付け環境省告示第 66 号)」及び「温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドライン(2017(平成 29)年 9 月)」の基準による。

また、温泉スタンド、タンクローリー又はポリ容器等による温泉の供給については、上記のほか「タンクローリー等に係る温泉法第 15 条等の運用について(平成 8 年 9 月 24 日付け環自施第 224 号及び平成 9 年 1 月 27 日付け環境庁事務連絡)」の取り扱いによるが、タンクローリー又はポリ容器等による飲用の温泉の供給については、上記の「温泉法第 18 条第 1 項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準」により、「飲泉は決められた場所で、源泉を直接引いた新鮮な温泉を飲用すること」とされていることから、許可しない。

第 3 温泉の利用許可を受けた法人の合併又は分割による地位の承継申請(法第 16 条、省令第 8 条、細則第 4 条関係)

1 必要書類

- (1) 温泉利用許可承継承認申請書(合併・分割)(申請手数料:7,700 円)
- (2) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により事業を承継する法人の役員が法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約する書面

2 承認後の手続き

合併又は分割の登記完了後、事業を承継した法人は次の書類を提出し、新たな温泉利用許可証の交付を受ける。

- (1) 地位承継に伴う許可証交付願
- (2) 合併又は分割の事実が確認できる登記事項証明書の写し
- (3) 温泉利用許可証(合併又は分割前の法人が受けたもの)

第4 温泉の利用許可を受けた者の相続による地位の承継申請（法第17条、省令第9条、細則第4条関係）

1 必要書類

- (1) 温泉利用許可承継承認申請書（相続）（申請手数料：7,700円）
- (2) 戸籍謄本（被相続人の死亡及び被相続人と相続人全員の関係が確認できるもの）
- (3) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (4) 申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

2 承認後の手続き

事業を承継した者は次の書類を提出し、新たな温泉利用許可証の交付を受ける。

- (1) 地位承継に伴う許可証交付願
- (2) 温泉利用許可証（被相続人が受けたもの）

第5 温泉成分等の掲示の届出（法第18条、省令第10条、細則第6条関係）

1 必要書類

- (1) 温泉成分等掲示届
- (2) 掲示内容を明示した書類
- (3) 温泉成分分析書の写し
- (4) 温泉成分分析書別表の写し
- (5) 掲示場所を明示した図面等

2 掲示内容等

掲示内容等は、「温泉利用基準（飲用利用基準）（最終改正：平成19年10月1日付け環自総発第071001002号）」、「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準（平成26年7月1日付け環自総発第1407012号）」及び「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等について（平成26年7月1日環自総発第1407012号）」の基準に適合すること。

第6 変更の届出（細則第5条関係）

1 必要書類

- (1) 変更届
- (2) 施設の構造や設備等の変更の場合、変更前後の図面等
- (3) 許可を受けた法人の名称、所在地、役員の変更の場合、登記事項証明書の写し
- (4) 許可を受けた法人の役員の変更の場合、法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- (5) 温泉利用許可証の記載事項の変更の場合、温泉利用許可証

2 温泉利用許可書の書換交付

温泉利用許可証の記載事項の変更の場合、新たな温泉利用許可証の交付を受ける。

第7 廃止の届出（細則第5条関係）

1 必要書類

- (1) 廃止届
- (2) 利用を廃止した温泉の温泉利用許可証